

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丸森町長 保科郷雄

市町村名 (市町村コード)	宮城県丸森町 (04341)	
地域名 (地域内農業集落名)	小斎地区 (北新、弓目木、清水下、清水上、竹ノ入、府元、源太郎、迫、郷ノ目、山口、中原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月11日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、担い手の大部分が水稻を主とした経営を行っており、基盤整備区域での農地集積は比較的進んでいる地区である。しかし、農地が各所に散在しており経営効率が悪いことや、基盤整備区域以外の農地はあまり集積が図られていないことが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・北部地区は水稻作付を基本とし、現在耕作している担い手で目標地図に基づき集約していく。角田市境の農地については、角田市の複数の担い手が共同で管理していく。
・南部地区は担い手が多く、当面の間は引き続き耕作が可能であることから、現状を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	305.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	305.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・今後も農業者の減少が続くと予想されることから、耕作者が不在となる農地については、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握しつつ、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地集積を推進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手へ農地を集積・集約する際には、原則として農地中間管理機構を活用するものとし、目標地図を基に農業委員や農地利用最適化推進委員が調整役を担う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用には、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握した上で、生産性の向上や営農意欲の増進につながるよう配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
計画なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、本人の意向を踏まえながら担い手として育成していく。なお、育成に当たっては県やJA等と連携を図るものとする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
計画なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	スマート農業	<input type="checkbox"/>	畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	果樹等
<input type="checkbox"/>	燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	保全・管理等	<input type="checkbox"/>	農業用施設	<input type="checkbox"/>	耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	その他

【選択した上記の取組方針】

価格が高止まりしている農業資材の使用低減や環境に配慮した持続可能な農業を実現するため、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
 経営の効率化を図るため、ドローンによる薬剤防除等のスマート農業を推進する。